

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する 日本学生支援機構(JASSO)奨学金の緊急対応に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響は、2021 年度に入っても一部地域で感染が拡大する等未だに終息が見込めないことから、日本学生支援機構(JASSO)において奨学金支援の緊急対応が実施されることとなりました。

支援概要や、対象者要件をご確認の上、申し込みを希望される方は、学生課へお電話または学生課窓口にて直接お問い合わせください(緊急事態宣言発令中はできるだけお電話にてご連絡ください)。なお、各支援にはそれぞれ申し込みの期限があります。期限後は一切対応できませんのでご注意ください。

日本学生支援機構奨学金は学生本人が支援を受けるものとなりますので、学生課への申込希望のご連絡やお問い合わせは、原則学生ご本人からお願いいたします。申し込み手続きの詳細は、お問い合わせいただいた方へ個別にご案内いたします。

＜お問い合わせ先＞ 学生課 ☎042-376-8213

* 日本学生支援機構(JASSO)ホームページもあわせてご確認ください。

HP https://www.jasso.go.jp/news/1327624_1545.html

支援の概要は 2 ページ目から 

支援①「緊急特別無利子貸与型奨学金の募集」

■概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象として、緊急特別無利子貸与型奨学金の募集を行います。第二種奨学金(有利子)制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子(0.0%)にて貸与します。

■対象要件:全学年

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしていること
※家計基準は、日本学生支援機構(JASSO)が確認します。
- ② 第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと(仕送り額が年間 150 万円以上ではないこと)
- ④ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤ 学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少(「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、2021 年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が 50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった等)した事

■申込期限

2021 年 12 月 17 日(金)

※出来るだけアルバイト収入が大幅に減少した月から 3 か月以内にお申し出ください。

■貸与始期

「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月を選択

■貸与終期

2022 年 3 月まで(2021 年度限りの貸与)

■貸与金額

2~12 万円(1 万円単位で選択)

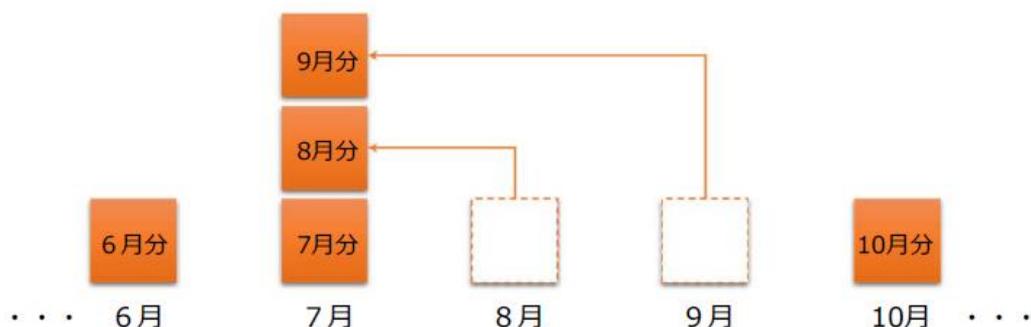
■その他

現在、第二種のみを申込中(採用前)の方で当該支援に変更したい方は、**5 月 20 日(木)14 時まで**にお電話にてご連絡ください。

支援②貸与奨学金の期日前交付 ※既に採用されている奨学生対象

■概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、早期にまとまったお金が必要となった学生等への支援として、既に採用されている(奨学生番号を持っている)奨学生で希望者へは、7月の貸与奨学金振込日(2021年7月9日(金))に、8月分と9月分を併せた3か月分を一括して振り込みます。



■対象要件: 第一種奨学金・第二種奨学金(全学年)

すでに第一種奨学金、第二種奨学金として採用されている者が対象です。7月に7~9月分を振り込みますので、次の奨学金の振込は10月になります。

※利用している奨学金の状態等によっては利用できない場合があります。

■申込期限

希望者は **2021年6月4日(金)までに学生課にお電話ください**。指定の申請書を郵送または直接お渡ししますので、**6月8日(火)必着でご提出**ください。